

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成30年5月30日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700461号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800009号

第1 結論

昭和37年*月から昭和44年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和37年*月から昭和44年1月まで
年金記録によると、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されている。

私が20歳になった昭和37年*月頃、私は職人として住み込みで働いていたため、母が、当時のA市役所で私の国民年金の加入手続をし、その後しばらくは母が、23歳の頃からは私自身が、国民年金保険料を納付していた。

母は私を跡取りと思っており、姉の国民年金保険料を納付していた母が、長男である私の保険料を納付していないとは考えられないので、調査の上、請求期間を、国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の前回の訂正請求については、i) 請求者は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していない上、これらを行ったとする請求者の母は亡くなっており、当時の具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、昭和45年4月から同年7月までの間に払い出されたと考えられることから、請求者は請求期間においては国民年金に未加入であり保険料は納付できない上、当該払出時点においては、請求期間の大半は時効により保険料を納付することができないこと、iii) 請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことなどから、既に平成27年8月20日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、母が昭和37年*月に私の国民年金の加入手続を行った時には、前述ii)の国民年金手帳記号番号とは別の番号が払い出されており、国民年金保険料については、当初は母が、23歳の頃からは私が納付していたにもかかわらず、A市(当時)における納付記録が全て失われたと主張し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、昭和 37 年 4 月から昭和 44 年 7 月までの間（請求者が 20 歳に到達する年度から B 市（当時）に転居したと推認される時期まで）に A 市において払い出された国民年金手帳記号番号について、紙台帳検索システムにより全件確認調査を行ったものの、請求者に払い出された記号番号は見当たらない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による索引を行ったが、前述 ii) の記号番号の他に請求者に払い出された記号番号は確認できない。

これらのことから判断すると、請求者が主張する昭和 37 年*月には、請求者の国民年金の加入手続は行われておらず、請求者は、請求期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、請求期間当時に国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者は、昭和 44 年 4 月分から昭和 45 年 3 月分までの国民年金保険料を同年 12 月 28 日に過年度納付しているが、上記期間より前の期間に係る保険料については過年度納付した記憶はなく、請求期間に係る国民年金保険料は請求期間当時に A 市において納付していたと主張しており、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出されたと考えられる時期（昭和 45 年 4 月から同年 7 月まで）においては、請求期間のうち少なくとも昭和 42 年 12 月以前については、時効により保険料を納付することができない。

そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。